

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年4月22日

基本条例制定特別委員会

速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時58分開会

○鹿浜昭委員長 皆さんおはようございます。定刻前でございますが、全員おそろいですので、ただいまより議会基本条例制定特別委員会を開会させていただきます。

————— ◇ —————

○鹿浜昭委員長 記録署名員2名を指名させていただきます。

工藤委員、富田委員、よろしく願いいたします。

————— ◇ —————

○鹿浜昭委員長 次に、3、議会基本条例制定に関する調査研究についてを議題といたします。

本日は、市川議員、野沢議員にも出席をいただいております。条例案の検討を行った後、お二人から御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、前回の委員会で検討した条例文についてですが、いただいた御意見を反映させて、本日も改めてお示しさせていただきました。

また、御意見をいただいた条例の見直しに関する他区の状況についてもお示しさせていただきましたので、併せて事務局から説明を願います。

○区議会事務局長 まず、ホチキスで留めてある資料、委員会資料を御覧いただきたいと思っております。前回いろいろ御意見をいただいて直したところで

まず、1ページの前文のところでございますけれども、チェック機能の要素を盛り込ませていただいたところ。直してあるところは下線を引いてあります。

1枚おめくりいただいて、2ページの一番下、「より」行使するための「より」は、削除させ

ていただいたところでございます。

今度4ページを御覧ください。

ここから前回たくさん御議論いただいて変更したところでございます。

一番最初の一番上の議員活動の環境整備のところでは、議会の欠席事由にも看護とか介護とかいろいろありますので、少し幅広く記載させていただいたところ。

(2)で情報コミュニケーションという言葉が、それだと意味が通じないのではないかという御意見をいただきまして、記載のとおり直させていただきました。

4ページの真ん中、区議会事務局のところでは、委員の皆様の政策立案だったり、法的なサポートもしていきますので、その要素を盛り込ませていただいたところでございます。

5ページを御覧ください。

政治倫理のところでございます。

その前に、政務活動費の(4)で、見直しを「常に」行うの「常に」は、削除させていただきました。

そして、さっきの政治倫理ですけれども、たくさん御意見をいただいて、主な御意見というのは、

(1)、(2)、(3)、(4)とかと似たようなこと、同じようなことを繰り返さない、そして、もう少し具体的に、そんなようなお話しございまして、新たに、(1)は総論みたいな話を書かせていただき、(2)のところは圧力だったりハラスメントと記載させていただき、(3)では最近ほかの議会でも入れたところがございます情報発信のことを書かせていただき、(4)は前回御意見がなかったので、そのまま生かさせていただいて、(5)議員と議会と何かすみ分けした方がいいのではないかという話もございまして、最後、「議会はこうしなければならない」というふうに直させていただきました。

条例案の説明は以上で、あともう少し、もう1

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

点、1枚からの議会基本条例の見直しについてという資料を御覧いただきたいと思います。

荒川区、板橋区、墨田区、杉並区を取組で、正に見直しをしているのが板橋区と墨田区の真ん中なのですが、そこはどこも選挙に受かった4年のうちに1回以上見直すという規定があるところは見直しをされていて、そういう規定がない荒川区と杉並区はしてないという状況でございます。

板橋区は、令和7年度にやっていて公表されますけれども、条例改正までに至ったのは1個もないようなのですが、見直しをしています。墨田区は、今年度やる予定ということになっております。

これは足立区の規定は、4年に1回やると書いてありますので、この流れでいけばもちろんやることになるのかなと思っております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○鹿浜昭委員長 ありがとうございます。

それでは何か御意見等いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○くじらい実委員 最後の方からになってしまって申し訳ないのですが、条例の見直しの1枚から今回出していただいて、ほかの区との比較も出していただいたのですが、さっき区議事務局長がおっしゃったとおり、足立区の方は「年に1回以上検証し」という文言が入ってる中で、多分荒川区、杉並区は、特に年1回というものが入っていないから見直しもしてないという見解になってしまうのですが、今のこのまま足立区の条例で1回以上となれば、恐らくやらなきゃいけないのかなというところで、板橋区は議会運営委員会とか、墨田区は議会改革特別委員会を設置してあって、足立区の方、もし1回以上検証するとなれば、具体的にどこで検証するのかというのは必要になってくるのかなと思うのですが、それをどこの機関で、議運でやるのか特別委員会を設置するのかと、その辺の考え方はどう捉えた

らいいですか。

○区議会事務局長 今、我々に案はないのですけれども、そこは改選後の皆様で御議論するところかなと思ってます。それで幹事長会でやる方法、議運でやる方法、作業部会をつくる方法、あと特別委員会をつくる方法、いっぱいありますので、そこは新たなメンバーでどういうふうに見直しするかを議論させていただきたいと思っております。

○くじらい実委員 そうしますと、条例の方にも議運となると議運というのを入れた方がいい、例えば特別委員会でやるというのだったら、そういう文言は入れた方がいいという見解で進めた方がいいのかなと思うのですが、それはいかがですか。

○区議会事務局長 ここに、そうですね、条例のところに、どういうところで見直すかと入れた方が、今は入れない状態で我々案はお示しさせていただきましたけれども、そこは全然ルールを縛るところではないので、皆さん御議論いただいて具体的に何か入れた方がよければ入れていただいて結構かと思っておりますけれども、今はどういう形がというのがないので、我々の案としては具体的に何を見直すとは入っていませんけれども、御議論いただければと思っております。

○鹿浜昭委員長 取りあえず、逆に入れちゃうと固定しちゃうので、臨機応変にその辺は考えられて議運で煮詰められていくとか、何が正解というのはある意味ないかなというふうにも思うので、その辺は固定しちゃうと逆に苦しまるかな、訂正したりなんかする感じになるかなとも思うので。

○岡安たかし委員 墨田区は入っているのですか、議会基本条例検証作業部会とか。

○区議会事務局長 見直しの条文をここに付けてますので、なので入ってない。ごめんなさい、板橋区は議会運営委員会と入ってます。29条第1項に、ここに入っております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○岡安たかし委員 墨田区は入っていない。

○区議会事務局長 墨田区は入っていない。そこで各議会の考え方だと思います。

○石毛かずあき委員 その流れで言うと、例えば、今、委員長もおっしゃったとおりに、まだどうなるか分からないという中で、そもそも議会基本条例の見直しに対する考え方という何か結構専門的などころが必要になってくるのではないのかなと。だから、分からないメンバーで幾らどんなようなことで必要だからこうすると考えても、なかなか厳しいところがあるのかなと、今、ちょっと思ってしまったのですが、その点どう考えて進めて、経緯が分からなければ、どのようなあれで変えていかなきゃいけないのかというのが、ごめんなさい、僕には分からないのですけれども。

○鹿浜昭委員長 逆に何か4年間経過してというように感じで、何か問題が起きたときとか、そういうのは4年に最後の年というような区切りではなくて、その時点で議運やなんかで柔軟に対応できたらいいのではないかなというふうな思いはありますけれども。

○富田けんたろう委員 その議論で言うと、条文として見直しの規定を置く置かないで言うと、置くものの、その検討の場、具体的な議論する場については明記をしないと、そんなようなことなのでしょう、今の議論は。

○ぬかが和子委員 私も今の条文でいくと、正に、今、富田委員が言ったとおりのことになるのだらうと思って、それでいいのかなと思って、4年に一度検証するのだけれども、では、どの場でどうするのかというのは次の期以降のメンバーに委ねて、そのこと状況によって必要だと感じれば特別委員会をつくれればいいし、そうでなければ議運の中で確認すればいいし、場合によっては先ほど石毛委員が言ったような専門家を入れて判断したいなんていうことが次の期のメンバーで出れば、それも含めてやれるような柔軟性を持たせるとい

うことでは、今の見直しをするという規定だけを入れておくということではないかというふうに思います。

○鹿浜昭委員長 そうだね。

○伊藤のぶゆき委員 ただ、任期が開始した日から終了するまでの間に1回以上検証しと書いてしまうと、誰が検証、1回立ち上げは誰がするのだろう。1回はしなきゃいけないわけでしょう、必ず。

でも何も起きなかつたら。

○ぬかが和子委員 何も起きなかつたら4年目にやるのだよ。

○鹿浜昭委員長 だから、それはわざわざ特別委員会を設けることもないのかなというふうに思うしね。

○伊藤のぶゆき委員 1回以上だから、最終年の年に、取りあえずやりましょうと誰かが。

○岡安たかし委員 「何かありますか、ないですね」で終わっちゃう。

○鹿浜昭委員長 終わっちゃってもいいのではないのかな。

○工藤てつや委員 ちなみに特別委員会で議会基本条例が今年度中に制定された場合、つまり例えば今年の11月か12月に制定されたら、もう改選まで特別委員会もなしという形になるのですか、イメージ的に。制定されたら終わりという感じになるのか、そのまま改選まで継続していくのか。まだ決めてないのですか。

○鹿浜昭委員長 一応、いや、この前のスケジュール案は、来年の令和9年3月に制定というような形で、これはもうスケジュールで決まっていますよ。この通り進めていきたいなどは思っております。

○工藤てつや委員 分かりました。

○鹿浜昭委員長 見直しについてはいかがですか。ほかの委員の方の御意見、よろしいですか。

○ぬかが和子委員 見直して、この条文全体について。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○鹿浜昭委員長 取りあえず、今はいいのですけれども、見直しも途中になっちゃうので、もし今その件で。

○ぬかが和子委員 検証というやつね。では、それは。

○鹿浜昭委員長 そうです。よろしいですか、ほかに御意見なければ。

○工藤てつや委員 そのままという。

○鹿浜昭委員長 そうですね。このままで推移していったら、何か問題起きたときには、その都度検討していくということによろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○鹿浜昭委員長 それでは、先ほどのこちらの5ページに及ぶ内容についてなのですけれども、いかがですか。政治倫理の件あたりは、御議論が出るかなというふうにも私はちょっと考えてはいるのですけれども、いかがですか。

○西の原ゆま委員 政治倫理の上の削除された(3)のところなのですけれども、「公平・公正の原則に立って不正や疑惑を排し、透明性のある議会活動を行う」とあるのですけれども、これが削除されていて、とても私は重要だと思っています。この透明性のある議会活動を行っていくことを削除しない方がいいのかなと思いますが、どうかということと、あと政治倫理の一番下の(1)の内容が、先ほど区議会事務局長によると総論であるというふうにおっしゃられていたのですが、2ページの議員の活動原則の(3)も「倫理観を保持するよう努めなければならない」ということで、同じことを言っていますので、まとめて、どちらかに記載するのがいいかなと思っています。

最後に「区民全体の奉仕者として」という文言が(1)のところにも最初にあるのですけれども、これは板橋区の基本条例の中にも同じ言葉があって、逐条解説にも憲法15条2項で、全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと紹介しています。区民の全体の福祉を増進さ

せるよう努めるとあるので、これは足立区の方でも、1ページの目的で、「区民福祉の向上に寄与する」と書いてあるので、同じように、「区民の福祉向上に寄与するよう努めなければならない」と付け加えてはいいのかなと思うので、どうかなということ。

最後の(2)、(3)の「何々してはならない」という項目をわざわざ記載することの意義がどうなのかなと思っていて、荒川区、墨田区、板橋区、杉並区にはないので、この条文は何々してはならないという言葉を使うことに違和感を覚えています。これは議会基本条例の中に記載するというよりは、やはり議員一人一人が自己検討、自己批判しながら研鑽していく課題であって、してはならないということではなくて、努めていくとか、何々していくよう努めなければならないとか、そういうふうにした方がいいのではないかなと思います。

最後の(3)で、「また、第三者をして同様の行為をさせてはならない」という意味がよく分かりませんが、どう思いますかという点です。

○鹿浜昭委員長 これは第三者を通して同様のことをさせてはならないと、本人だけではなくて、議員本人だけでは、そんな意味合いかなというふうには思うのですけれども、何か(1)のいきなり「議員は、区民全体の奉仕者」というのは、私、正直なところ引っかかりまして、議員ではなくて地方公務員の話なのですよね。地方公務員は、区民全体の奉仕者としてという、主語がちょっと。

○西の原ゆま委員 特別職の公務員。

○鹿浜昭委員長 特別公務員だけれども、地方公務員が奉仕者、議員は奉仕者という意識は引っかかるところが正直なところ、私はちょっと感じたところがありまして。

○ぬかが和子委員 私、あれは、こんなに変わっちゃったのとびっくりして、前回の意見をしたメモもあるけれども、ここまで意見を出されてなくて、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

例えば元のやつで言うと、例えば（２）の「議会の権威を損なうことなく」と、議会の権威を損なうことなくというのは一体何か、そういう議論があったとは思わず。

それとともに、確かに前回の意見のときには、努力義務ではなくみたいな意見が元の（３）で出てはいたのですが、ただ、だからといって、せつかくももとの政治倫理のところは、議会を挙げて崇高な理念で守ろう、こういうふうにやっというタッチで書かれていたものが、全部しなければならぬ、なければならぬと、ここだけがほかの区にはないような表現の仕方になってるとするのは、改めた方がいいのではないかなというふうに思っています。

あと、さっき最初、冒頭に西の原委員が言ったように、（１）がほかの条文とダブるとするのはやっぱりきちんと見直した方がいいだろうと思うと、もう少し元のやつに寄せての修正が来るのかなと思ったのですが、前回の議論で、だつてここまで意見出でなかったですね。

- 鹿浜昭委員長 私もこれは以前、前回のお話から詰めたのを見させていただいて、ここの箇所だけは正直なところ何も触れることなく、今回皆さんに全員にお示しさせていただいたのですが、正直なところ、具体的な話は当然必要なのかなというふうにも思うのですが、他区とか、墨田区、板橋区、それと荒川区もそうですね。それと、本当にそれぞれ２行、３行で済ませているというような感じで、ここまで具体的に議会基本条例に必要ながどこまであるのかというのが、どこか取手市の方だったかな、ほかの条例に基づくとか、のこをうたつて、この基本条例では改めて細かくはうたつてないのですよね。すごく何か基本条例の中で浮いたような感を全体を通して見ると、そんな感じをちょっと受けてしまいました。これ皆さんどう感じたかなというふうに思っています。

○岡安たかし委員 私も２ページの議員の活動原則の（３）、ここに倫理に関して書いてあるのです。高い倫理観をとということで、やっぱり議員の活動原則の４項目と、５ページの政治倫理の５項目は、少し整理する必要があるのかなと思います。

- 鹿浜昭委員長 重なってる面があるということね。
- 区議会事務局長 今、御意見いただきました。すみません、個別、少し具体的にしたものをお示しして御議論いただければと思いましたが、それを示して皆さんに見ていただいた結果、最初の方に寄せる形で（１）、（２）、（３）、（４）、（５）はダブらないようにして、見直しを改めてまた皆様にお示しをさせていただきたいと思っています。

あと、ほかの条文とダブっているところは改めてちゃんと整理を、ほかの条文とダブっているところは整理をする。

そして倫理規定のところは、最初にお示しした方に寄せる形で各項目がダブらないようにして、またまとめさせていただき、それでまたお示しさせていただきますと思います。

- 鹿浜昭委員長 あと先ほど西の原委員からお話がありました、何々してはならない、ならない、ならないという、この辺が基本条例の中にこういう文言を入れるのは似つかわしくないとか感じたのですが、この辺もいかがですか皆さん、修正していただいとということ。
- 区議会事務局長 最初の方に寄せる形にしますので、してはならない、してはならないという書き方ではなくて、そこは変わりますので、また変えた状態でお示しさせていただきたいと思っています。
- 工藤てつや委員 あと鹿浜委員長がおっしゃった５ページの（１）の始まりの部分です。「議員は、区民全体の奉仕者として」というところは、区民全体の代表とか代表者としてという形にしてもいいのではないかなとは思っています。
- 鹿浜昭委員長 そうですね。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○富田けんたろう委員 工藤委員の、今、御発言の補足になりますけれども、豊島区議会なんかも政治倫理に関する条例をつくっていて、そこでも議員の責務第3条のところで、「議員は、区民の代表として区政に関わる機能と責務を深く自覚しうんぬん」と書いてるので、奉仕者というよりは代表の方がふさわしいかと思います。

○鹿浜昭委員長 私も冒頭に「区民全体の奉仕者」というのは、どうしても議員としての立場なので、地方公務員としてはこれは十分理解できるのですが、私たちは特別公務員なのかもしれないけれども引っかけたので、それを皆さんにお示しさせていただいたので。

○岡安たかし委員 2ページの活動原則の(1)は、どうしますか。これはこれで残しておく。

○石毛かずあき委員 これも同じだと思うのです。

○鹿浜昭委員長 多分だから事務局の立場で。

○石毛かずあき委員 (1)の冒頭は変えたほうがいい。

○岡安たかし委員 自覚することも多いね。

○鹿浜昭委員長 その辺も併せてよろしくお願ひしたいと思います。

他に御意見いかがでしょうか。

○富田けんたろう委員 まず、2ページの区長等との関係で、(1)ですけれども、これ私が気になっただけかもしれないですけれども、「対等で緊張のある関係を保持しながら」というところで、これは緊張感のある関係なのかなとちょっと思ったりもしたのですが、いかがでしょうかというのが1点と、その次のページ、区長等による議会への説明ということで、(1)、(2)で、(1)は「区長は」、(2)は「区長等は」と分けられていて、これはこれでいいかなと思うのですが、(2)のところ、よくよく読むと区民生活に重要でなければ説明しないのかというふうに捉えることもできるのかなと思うので、もう少し何かこのあたりは引っかかりました。

あと、4ページ、議会事務局のところですけれども、(2)のところ、この条文だけすんなり読むと、「議長は、議会の独立性を担保し、職員の専門性を高めるため、研修その他の必要な措置を講ずる」と、これは誰に対して研修だったり、その必要な措置を講ずるのかというのが、単純に条文だけ抜き出すと分かりづらいのかなという気はしたので、例えば何か事務局に対してとか、何かそういう補足、そういった文言が必要なかなと思いました。

以上です。

○鹿浜昭委員長 どこに具体的に、今の3番目の質問は、事務局の職員の専門性を高めるためと。

○富田けんたろう委員 これだけすんなり読むと、議長は、誰に対して研修とか必要な措置を講ずるのかなと。

○鹿浜昭委員長 事務局職員の専門性を高めるためと書いてあるよね。

○富田けんたろう委員 高めるためと書いてる。

○岡安たかし委員 それが主語です。

○富田けんたろう委員 それが主語。

○石毛かずあき委員 要するに高めるために、誰に研修をとるところだよ、今ね。

○富田けんたろう委員 そこが日本語的に引っかかったの。

○鹿浜昭委員長 ちょっとおかしい。

○富田けんたろう委員 私だけですか。

○岡安たかし委員 私は別におかしいとは思わいないね。

○鹿浜昭委員長 高めるため研修その他の措置。

○岡安たかし委員 もう1回言うのですか。職員の専門性を高めるため、職員に。

○富田けんたろう委員 何かあった方が丁寧かなとは思いましたが、あと、議会の独立性担保と職員の専門性を高めるというところが。

○鹿浜昭委員長 そうだね。2つ入っちゃってるね。下線の部分を足しちゃったから変になっちゃった

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

のかな、少し。ここも検討していただくようにさせていただきます。

- 富田けんたろう委員 3ページの区長等による議会の説明ですけれども、これの(2)というのは、区長等というのは、つまり執行機関はということだと思うのですが、「区民生活に重要な影響を与える政策」とかうんぬんとかは、法理うんぬんとかを立案し、又は変更するときは、「議会にその内容を説明するものとする」なので、区民生活に重要な影響を与えないものでなければ、基本的には執行機関は議会に説明しないのかということ。
- 鹿浜昭委員長 逆を見れば、議会説明しないのかという話になっちゃうね。
- 石毛かずあき委員 「区長等」の「等」は、どこに入っているか分からないではないですか。
- ぬかが和子委員 1番は議決案件のことを書いてあるので、自治法に定められた議決案件が1番なのです。
- 鹿浜昭委員長 区長等。
- ぬかが和子委員 「重要な」を取るとするのは、いいね。
- 鹿浜昭委員長 そうだね。「重要な」が要らないのかな逆に。
- ぬかが和子委員 区民生活に影響を与えるぐらいだったら、重要か重量じゃないかではないから。
- 鹿浜昭委員長 そうだね。ある意味全部与えるのだよね。
- ぬかが和子委員 いい表現があればですけれども。
- 区議会事務局長 皆様の御意見分かりましたので、少し工夫したいと思います。
- 鹿浜昭委員長 そうですね。
ほかに何か。
- 岡安たかし委員 私の見解が間違ってるのか、よく分からないのですけれども、まず前文のところなのですけれども、赤字の、「同時に、区の」とかとあって、「事務執行が適正に行われるのかを

監視・評価するチェック機能を果たしていく」、これは改善とか修正というのはあんまり入れなくてもいいのですか。監視と評価だけなのかな、でも、それを方向性を正すとか、施策そのものを変えさせていくというのも議会の、それがチェックに入ると思う、改善、修正とか、そういうのは。

- 鹿浜昭委員長 入るかな。
- 岡安たかし委員 監視・評価のチェックですよ。監視して評価するチェック、いいのか、分からない、要らないなら要らないでいいですけれども。
- 鹿浜昭委員長 チェック機能だよ。
- 岡安たかし委員 チェック機能に入るのですか、方向性を変えさせるというのは。
- 伊藤のぶゆき委員 チェックが要らないのではないですか。
- ぬかが和子委員 チェックがあると、より難しくなる。
- 岡安たかし委員 広辞苑が必要になる。チェックとは。
- 鹿浜昭委員長 私らは、でもチェック機能と言うから、入れておいたらいいのではないのかな。
- 岡安たかし委員 ごめんなさい、ちょっと引っかけたのが1点と、あと4ページの議員活動の環境整備で、(1)は、「妊娠、出産、育児、看護、介護等」、例えば病気とか難病とかというのは、これは等の方に入るという意味でいいのですか、介護等によりの方に。等といったら全部入っちゃうのですけれども、結構あり得るのかなと思って、病気とか途中で難病を発症しちゃう議員とか、そういう方でもできる限りの支援をしていくという意味で。
- 鹿浜昭委員長 妊娠、出産、介護等、ここまで何個入ってるの、妊娠、出産、育児、介護。
- ぬかが和子委員 場合によっては逐条解説の中で、そういう、今、言われたようなニュアンスを入れていけば。
- 鹿浜昭委員長 ここには、でも5項目入ってるの

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

で、これ以上は。

- ぬかが和子委員 条例はこれで、この後、逐条解説をつくるではないですか。その中に、こういう議論があつて、こういう意味がありますよというのを入れたらいいかなと。
- 岡安たかし委員 分かりました。
- 鹿浜昭委員長 ほかにいかがですか。
- よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 鹿浜昭委員長 それでは、次回まで、今の御意見、事務局の方でまた修正させていただいて、次回にまたお示しさせていただきたいと。
- 区議会事務局長 次回は、メンバーが6月は替わる可能性もありますので、今、言われたことはなるべく早く直して、また今の皆様にお配りさせていただきたいと思ひます。

それを受けて次の委員会をどうするかは、また委員長と相談したいと思ひますが、これは皆様に必ずお示ししたいと思ひます。

- 鹿浜昭委員長 それを踏まえてリーガルチェックで持っていきたいというふうに思ひます。差し当たってよろしいですか、今回の件は。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- 鹿浜昭委員長 ありがとうございます。それでは御了承願います。

続きまして、市川議員、野沢議員から条例案についての御意見をいただきたいと思ひます。

市川議員からお願いします。

- 市川おさと議員 分かりました。委員長ありがとうございます。

まず、こうした機会を与えていただきまして、お礼を申し上げます。鹿浜委員長をはじめ、委員の皆様のお思ひに答えられるように、しっかり意見陳述を申し上げたいと思ひます。

まず議会基本条例案のうち、政治倫理と区民意見の反映に関する規定について意見を述べます。

まず政治倫理についてです。政治倫理は議会の

信頼性を支える最も重要な基盤であり、議会基本条例の中でも特に厳密な検討が求められる部分です。本条例案の前文では、「常に区民の信頼に応え、透明性のある開かれた議論を行う」ことを宣言しています。政治倫理は正にその基盤です。案文では、地位を利用した圧力やあらゆるハラスメントの禁止が明記されました。しかしこれら禁止規定を誰がどのような手続で認定し、被害者の権利回復をどう図るのか、その具体的な仕組みが示されていません。

本条例案の他の項目を見ると、危機管理においては「行動規範に基づく」、議会図書館については「管理規程に基づく」と、詳細を別規定に委ねる旨が明記されています。政治倫理についても同様に、ハラスメントの認定及び救済の手続については、別に定めるといった実効性を担保する制度への橋渡しを条文上に明記するべきです。

しかし、現在の案では、議員に求める倫理基準が理念として示されている一方で、それをどのように担保し、どのように区民の信頼につなげていくのか、その仕組みが十分に示されていません。

他自治体では、具体的な仕組みを条例に明記している例があります。千葉市議会では、議会内ハラスメントに関する調査会を設置できることを条例で定めています。豊中市議会では、議会基本条例に基づくハラスメント防止指針を策定し、相談体制や研修を制度として位置付けています。札幌市議会では、政治倫理審査会を条例で設置し、通報から審査までの流れを明確にしています。これらに共通するのは理念だけではなく、調査、審査、再発防止の仕組みを制度として明記している点です。

足立区議会が区民の信頼に応えるためにも、禁止規定だけではなく、実際に機能する制度を明確にすることが不可欠です。

次に、区民意見の反映について述べます。

条例案では、公聴会や参考人制度を積極的に活

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

用するよう努めるとされています。しかし、足立区議会では、実際には20年以上、公聴会が一度も開かれていません。私が入った平成15年から、私が記憶する限り1回も公聴会をやったという記憶はないです。

この現状を踏まえると、努めるという表現では、制度が実際に機能するとは言えません。他自治体では、公聴会の開催要件を緩和し、議会主導で開催できるよう制度化している例があります。

例えば、川崎市議会では、重要案件について議会が主体的に公聴会を開催できる仕組みを整えています。また、さいたま市議会では、請願・陳情の審査に際して、必要に応じて意見聴取を行うことを明確に位置付けています。

足立区議会が区民の声を政策形成に反映していくためには、公聴会を開くことができるのではなく、一定の条件の下で原則として開催するなど、より実効性のある規定が必要です。区民参加を制度として担保することが、議会の透明性と信頼性を高める上で不可欠です。

実は、私は2009年に一回区議会議員を辞めたことがあって、しばらくアメリカに行ったことがあるのです。そのときにワシントンDCに行き、ワシントンDCの正にこういう議会に行きました。ちょうど正に公聴会が開かれているところでありまして、地域の貧困問題について調査をしている、そういった真っ最中でした。それを傍聴したのですが、そのときのことがすごく印象に残っています。

議会基本条例は、議会の姿勢を示す最高規範です。だからこそ政治倫理と区民参加については理念の提示にとどめるのではなく、実効性を担保するための制度や手続を明確に位置付けることを求めます。区民の信頼に応える議会を実現するために、より精緻な検討を行うことを求めるものであります。

以上です。

○鹿浜昭委員長 ありがとうございます。

今、市川議員から、最後の区民意見の反映で、公聴会の件で、区議会で、市川議員は経験がないということなのですけれども、足立区議会として公聴会は開かれたことというのはあるのでしょうか。

○区議会事務局長 もう1回記録を見ないとあれですが、公聴会は開かれた記憶はなく、参考人は呼んだことがあるというふうに私は認識しておりますが、もう1回そこは裏を取りたいと思います。

○鹿浜昭委員長 参考人は、去年、おととしぐらいに、いたよね。建設委員会であったかなというふうに思います、参考人。公聴会、私も記憶はないとか、貴重な御意見ありがとうございました。

今の御意見を聞かせていただくと、政治倫理を含めて改めて条例化というか条文、議員としての条例を別途設けた方がいいのかなという感じも、ここに基本条例に全部載せることも、なかなか難しいかなというふうに思うのです。これが抜けたとか、あれが抜けたとかという話も出てくるかなというふうに思います。

○ぬかが和子委員 前に政治倫理の規定を考えているよという議論をしたときに、基本条例なしにボンと政治倫理だけがというのはあれだよという議論があったと思うのです。だから、この条例で全体を規定していれば、先ほど御指摘あったように、政治倫理についても別途何たらかんたらという書き方をしながら、それも定めていくと、だから条例でなくて、ほかのと同じようにきちんと別途こういう政治倫理についての規定とかというので定めるというのは、条例かどうかはまた議論すればいいのだけれども、ほかには条例ではなくてやってるでしょう。

○鹿浜昭委員長 条例でなくてもね。

○ぬかが和子委員 だからそれと同じようにきちんとつくるということが一致すれば、それを前提として条文も考えてくるでもいいのかなと思いま

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

た。

○鹿浜昭委員長 そういう考えというのは、事務局
いかがですか。今回の基本条例に全部載せる、網
羅するのは難しいかなというふうに思うの。

○区議会事務局長 もちろん倫理規定の細かい全て
を条例に載せるのは無理で、そこは皆さん御議論
いただいた、ここは最初に言ったように全体的な
話を書いて、細かいのはまた規定するというの、
ほかでもやっている方法だと思いますので、そこ
は御議論いただきたいと思います。

○鹿浜昭委員長 次に、野沢議員からお願いいたし
ます。

○野沢つや議員 このような機会をいただきまし
て、ありがとうございます。市川議員のように非
常にすばらしいものは全く用意してなくて、本当
に単なる意見になってしまうので申し訳ありませ
んが、意見を述べさせていただきます。

今回いろいろな議論を経て、今回議会基本条例
を策定することなのですが、生成AI、C
h a t G P Tとかのいろいろな生成AIがあると
思うのですけれども、幾つか議会基本条例とはみ
たいなのでC h a t G P Tみたいな生成AIを掛
けてみると、よい議会基本条例と駄目な議会基本
条例の二通りが今のいろいろな自治体でつくられ
てるらしくて、よい議会基本条例というのが、運
用される前提でつくられている、駄目な議会基本
条例というのは、理念だけで終わっているという
ことなのです。

今回足立区でつくられるものを見ると、ぱっと
見の正直な感想としては、理念だけなのかなあみ
たいな、そういうところはあります。

例えば、理念だけ終わってる具体的な例だと、
開かれた議会とか、住民の福祉とか、こういった
キーワードが入ってる議会基本条例は具体性がな
く、つくって終わりですみたいな、そういう厳し
い生成AIさんの意見がありました。

ただ、一方で、今回一定にこういった理念的な

議会基本条例をつくること自体は必要ではないか
なと思うのです。

よい議会基本条例、こういったところがよいか
というと、やはり具体的な数字が示されてるとい
うのが、よい議会基本条例らしいのです。

先ほど市川議員がお話しされた、何でしたっけ、
何の権利でしたっけ、アメリカの公聴会でしたっ
け。公聴会というのも足立区では20年開かれて
ないということなのですが、例えば年に1回開く
とか、そういったのをきちっと数字として明記す
ることによって、議会基本条例が区民の方々に寄
り添った、本当に具体性のあるものになるのでは
ないかなと思うのです。

今回規範的なものをつくるということですので、
数字を入れる必要があるかどうかというのは委員
の方に判断していただければいいと思うのですけ
れども、でも一方で、市川議員がおっしゃったよ
うな、そういった公聴会とか、あと意見交換会と
か、そういったのを数字を入れてきちっと義務的
にやる必要があると思います。

ですので、今回これをつくること自体に文面的
には私はよいのかなと思うのですけれども、リリ
ースする際には同時に要綱をつくっていただいて、
その要綱の中できちとした数字、公聴会とか意
見交換会とか、いろいろな反問権とか、そういっ
た規定に関して数字を入れて同時にリリースして
いただくのがよいのではないかと思います。この
ままリリースすると、プレスリリースで「足立区
議会は議会基本条例をつくりました。これからも
区民の皆様のために開かれた議会を目指します」
みたいな形で終わってしまっ、見た方から区民
の方々からすると、「えっ、だから何」みたいな、
そういった形になっちゃうと思うのです。

ですので、あくまで意見ですので意見として述
べさせていただきますけれども、これはこういっ
た抽象的なものをつくるのはすごくよくて、それ
と同時に具体的な義務的な数字を記載した要綱の

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

作成を意見としてお願いしたいと思います。

以上でございます。

○鹿浜昭委員長 ありがとうございます。

今、理念のみというような御意見でちょっと手厳しいような御意見だったかなというふうに思うのですけれども、私たち、議会基本条例制定特別委員会の設置について、まずお話しさせていただいたかと思うのですけれども、そこにも当然地方自治二元代表制の一翼で、足立区議会は開かれた議会を目指していくという文面も載ってますし、この辺は具体的に抽象的な言い方かもしれませんが、この言葉は必要性があって今回載せていただいているわけで、その辺は御理解いただければありがたいというふうに思う次第でございます。

あとは、その中で検討を進めていく事項についても、これは当然、野沢議員の方も持っているかと思うのですけれども、これに基づいて今まで約1年掛けて進めてきた内容なので、その具体的な数字も今後必要となる場合は載せていくというような感じになるのかなというふうには思うので、是非また委員の皆さんの今のお二人の御意見を基に御意見を聞かせていただければありがたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。二人の意見を聞かせていただいて。

○石毛かずあき委員 全てが網羅されるような意見が伝えられないと思うのですけれども、当然具体的に分かりやすいものが一番いいと思うのですが、先ほどの開かれた議会を含めて、また様々なことも含めて、基本的にはやる側がこれからどうするかだと思うのです。そこで、何もしてなければ形だけだろうという御意見も合ってるでしょうし、そうならないために1年間掛けて我々はこれをつくってきて、制定された後、我々議員がどうやってやっていくのだという、そこが一番大事になってくると思うので、そこを文面にするというのはなかなか難しいかなとは思いますが、ただ、

意見としてはそういったこともあるのかなと思いつつ、その中身については、そんなようなことでこれまでやってきたのでという、私のちょっとしたあれです。

○伊藤のぶゆき委員 御意見をいただいて私は思ったことは、その中の話もちろんそうなのですが、さっき言ったように、次回からメンバーが替わるということになってくると、多分委員方の御意見というのは多分委員方の思いがあって、またいろいろな考えが出てくるとなってくると、今の意見を踏まえて次の委員会というかメンバーが替わったところで構成でお話を、私たちが今までこの1年間話してきたことをベースに、また今いただいた御意見を基に次の委員会で議論をしていただかないと、多分今ここでまたお話をしても、多分次のメンバーが替わったときに、また同じことが起きてしまうのかなと思うので、多分新しい委員には新しい御意見が出てくると思うので、基本的にはこれをベースにさせていただくことはもちろんこの1年間やってきたのでベースですが、当然様々な委員方の御意見があると思うので、それは今お二人の意見を基にまた1つのベースとして委ねていくという方が何か建設的に進んでいくのかなと、今ここで議論を重ねて次にまたしたときに、このメンバーではないわけではないですか。そうしたら、またいろいろな意見が出てくると思うので。

○工藤てつや委員 今、伊藤委員がおっしゃったとおりで、今のこの場所で、また今いただいている御意見を基にまたやっていると時間も掛かってしまいますので、御意見いただいた内容をしっかりと一回整理していただいて、また次の新たな委員会の中で、そういったものも議題に上げて進めていただければと思います。

○鹿浜昭委員長 そういう意味ではなくて、逆にお二人に対して、今の御意見に対して疑問に思ったこととか、お二人に何か聞きたいことを質問、逆

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

に今の意見から、これはこういう意味ですかとか、分からないことがあったら聞いてくださいという意味だったのですけれども。

○岡安たかし委員 まず市川議員も野沢議員もありがとうございます、貴重な御意見。政治に関しては、先ほどの議論あったとおり、傍線を引っ張った4つにまた寄せていくとか、別に外出しするかという議論があったと思うのです。なので、これは一旦ペンディングなのかなと思うのです。

次に、区民意見の反映の(2)の公聴会の話なのですが、確かに公聴会というのは私も議員になってからなかったかなと思うのですけれども、地方自治法でこういうふうに規定はしてますけれども、ここの「積極的に活用するよう努める」という、逆にあんまりこれを言うと、やらなきゃいけないみたいな、もっとももっとというふうに取りられちゃうので、僕は逆にここをもっと市川議員と逆の意見で申し訳ないけれども、緩めちゃった方がいいのかなと思ってるぐらい、そんなに公聴会やらなくてもいいのではないという、これは議論ですよね、また新たなメンバーになって。

野沢議員が言う理念、これ多少理念になってもしょうがないのかなと思うのです。議会基本条例できた後に、「できましたよ、ああそうですか」で終わっちゃうという部分も、それぞれの議会であったのではないかなと、杉並区とか墨田区とかいろいろなところで、さっき石毛委員が言ったように、それが理念で終わるのか、本当にそれをちゃんと行動に結び付いているねと思わせるのかは、我々これからの議員の活動によるのかなとも思いますし、あんまり具体的に行動計画みたいにやってっちゃうと、基本条例というよりも議員活動計画規範みたいな、そんなものになってっちゃうので、数字とかがっちり入れて、こういうことをやんなきゃいけないみたいな、そんなのは条例ではないのかなと思うのです。

なのである程度包括的なホワンとした感じで、

あとは各議員がしっかりそれを捉えて行動していくというのは大事ではないかなと私は思いました。

○市川おさと議員 今、岡安委員のお話で、要するに条例をホワンとして、あとは各議員がしっかりやれという旨の意見なのかなと私は受け止めたのですけれども、ただ、組み入れの、ただ私はこの場に呼ばれて話ししろということで呼ばれたわけで、その際のデータというのは正にこの案文です。これはもう、ある程度そちらで固めたというふうな僕は認識で、だからこれに基づいて言ってるわけで、その中ではっきりと区民意見の反映の中で、「公聴会及び参考人の制度を積極的に活用するよう努めるものとする」とはっきり書いてあるわけで、だからそれについて僕は言ったままでして、それをまた緩めるという話がいきなりポコッと出てこられちゃうと、私も中々話がしづらかったのかなというふうに思うので。

○岡安たかし委員 私の意見ですよと言いました。

○市川おさと議員 それは分かる。ただ、私は、積極的に活用するよう努めると書いてあるから、では、こうしたらいいのではないですかということをおは申し上げたままで、今までも公聴会をはっきりと開かれてなかったの、それは開きたくない理由があったのです、ちゃんと、あったから開いてなかったわけで、それをまた開けというのはなかなかハードル高いのかなと正直、僕も議員6期もやってるからそれは思います。それはなかなか話が進まなくなったり、何か変な方向の話が何かこう色が付いちゃってて、自由な議論がしづらくなっちゃうのかなとか、ここまでは言っちゃいけないかもしれないけれども、今、言っちゃったから言っちゃったけれども、それもあるかもしれないけれども、ただ、それはそれとして、私も2009年にアメリカのワシントンDCに行って公聴会を傍聴してきました。そのときすごく刺激を受けたという経験もあるので、言ったということで御理解いただければなというふうに思います。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

以上です。

○鹿浜昭委員長 了解でございます。

○野沢つや議員 私も一言だけ。そうですね、条例としては全然よくて、要綱をできればつくっていただきたいと言っただけで、抽象的なこういった条例自体は必要だというふうに先ほどからずっと言ってますので、その点だけは御理解いただきたいなと。

○鹿浜昭委員長 そうですね。この後、逐条解説という意味で各文言短いわけで、そこの説明を解説を付けるような形で基本条例を考えておりますので、その辺で御理解いただければ、一般の方も理解できるような形で逐条解説というものもこの後付け加えていきます。やはり明文化するという、この基本条例をつくるということの大切さというのは、今回この議会がまた改選になって新しい議員も入ってくるという中で、基本条例というのはやっぱり私たちのバイブルになることなので、そういった意味で今まで蓄積してきた足立区議会の決まり事を明文化しているという意味合いでも理解していただければありがたいな、そんな思いでもございます。よろしいでしょうか。

ほかに御意見何かあればと思うのですけれども、よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鹿浜昭委員長 それでは、ありがとうございました。市川議員、野沢議員、本日御出席、本当にありがとうございました。

[市川おさと議員、野沢つや議員退席]

————— ◇ —————

○鹿浜昭委員長 今、お二人の意見を聞かせていただいて、これは意見として皆さんも受け入れていただければというふうに思うので、決して批判的な話ではないのかなというふうに思うし、やっぱり感じたことを意見として言っていたとい

うことで御理解いただければというふうにも思います。

それでお二人あれだったのですけれども、何か御意見、改めてあれば。

○岡安たかし委員 新メンバーになって、先ほどのようないろいろな新しい意見が出て、我々がこの1年間やってきた基がかなり崩れていく可能性というのもあり得るのです。何か今までやってきたのは何だったのか。

○鹿浜昭委員長 いや、基本的にだから7月でしたっけ、昨年第1回目から2年スケジュールで皆さん考えていただきたいという話はさせていただいて、委員もせっかくここまで築き上げてきたものですから、委員も2年を1つのくくりとしてなるべく、どうしようもないときもあるわけなので、そこまでは強制はしませんが是非御理解いただいて、せっかく皆さんで築き上げてきた委員会ですので、来年の3月まではこのメンバーで引き続きいきたいというふうにも思っておりますので、是非是非御理解いただければありがたいな、そんな思いでございます。

今回、本当に一歩ずつ積み上げてきたものですから、皆さんもやっぱり愛情あると思うのですよね、いろいろな意味で。是非是非来年度も、今年度になるのかな、よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

今の修正を今度皆さんに配付させていただいて、もしいろいろな形で御意見等もあれば、臨時にもう1回開く形もできますので、そういう形で、この次は7月の開催になるかと思っておりますので、それまで時間が空きますので、リーガルチェックの条例案で最終確認の方もしていきたいなというふうにも思っております。

御意見いかがですか、ほかに。

○水野あゆみ委員 今、市川議員から言われて私も気が付いたのですけれども、「公聴会とか参考人の制度を積極的に活用するよう努めるものとする」

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

と書いてあるので、これというのは、ほかの自治体とかで公聴人と参考人の制度を活用してるところは結構あるのか、足立区で今までそんなないのに積極的に活用するものとするとかわざわざここを定めるというのはどういう意味合いがあるのかなというふうに思っ、そこだけをお調べいただければ。

- 鹿浜昭委員長 必要性というか逆に足立区議会は、何でも、閉ざされた議会ではありませんよと、何かありましたら、そういう形で。
- 水野あゆみ委員 積極的に活用するよう、議会はということで。
- 伊藤のぶゆき委員 参考人制度を活用するよう努めるものと、積極的にという。
- 水野あゆみ委員 議会が、どうぞ来てくださーいって招集を掛けるとか、そういう。
- 鹿浜昭委員長 どうですか、その辺は。
- 水野あゆみ委員 その人に不利益があるようなものを積極的に来い、来いというのもちょっと違うかなと思う。
- 鹿浜昭委員長 建設委員会のときは、前委員だったのだよね。それで、その時の流れを説明いただきたいという意味合いも含めて、参考人と呼んだという経緯はあるかなというふうに思います。
- 富田けんたろう委員 行政手続法なんかでは、公聴会の開催については、必要に応じ、そういう意見を聞く機会を設けるよう努めなければならぬと、努力規定ですけれども、そういう書き方もあると思います。
- 鹿浜昭委員長 そうね、積極的に。
- 富田けんたろう委員 私も積極的には。
- 鹿浜昭委員長 ちょっと文言に。
- 富田けんたろう委員 文言訂正。
- 鹿浜昭委員長 そうね。今の富田委員の意見でよろしいですよ、皆さんも、そんな感じで修正いただければというふうに思います。そういう意味合いも含めて、市川議員も積極的にというだけで

はなくてという話になっちゃうものね。決して彼も、だからそんなに悪気があつての話ではなかったかなというふうに思います。

ほかよろしいですか、今回は。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- 鹿浜昭委員長 それでは、御了承いただければというふうに思います。

————— ◇ —————

- 鹿浜昭委員長 次に、その他に入ります。
何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 鹿浜昭委員長 それでは、委員の皆様申し上げます。

本特別委員会は、令和7年第2回定例会において設置され、おおむね1年にわたって議会基本条例に関する調査研究を重ねてまいりました。

本日の委員会で一区切りとし、議長宛てに本特別委員会の調査報告書を提出いたしたいと思ます。

なお、調査報告書の内容については、正副委員長に御一任いただきたいと思ますので、御了承願います。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- 鹿浜昭委員長 それでは、これをもって議会基本条例制定特別委員会を閉会させていただきます。

午前11時03分閉会